

令和7年第2回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和7年3月4日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議
- 3 開 議 令和7年3月14日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 (12名)

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	12番 坪井 信義	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
総務課長 真砂 浩行	統 括 監 中村 元紀	総務防災課長 内山 治久
まちづくり推進課長 中川 泰成	税務住民課長 梅前 宏文	保健福祉課長 見並 智俊
産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一	教育事務局長 山下 健一
生活環境室長 山口 成人	病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長 中西扶美代
上下水道課長補佐 中村 修穂	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 中西 豊 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 日 程
  - 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議案第 2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定について（討論・採決）
  - 第 3 議案第 3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（討論・採決）
  - 第 4 議案第 4号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 5 議案第 5号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 6 議案第 6号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例等の一部改正について（討論・採決）
  - 第 7 議案第 7号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 8 議案第 8号 町税条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第 9 議案第 9号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について（討論・採決）
  - 第10 議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について（討

- 論・採決)
- 第11 議案第11号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第12 議案第12号 玉城町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について (討論・採決)
- 第13 議案第13号 玉城町公共下水道条例の一部改正について (討論・採決)
- 第14 議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について (討論・採決)
- 第15 議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (討論・採決)
- 第16 議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算 (第8号) (討論・採決)
- 第17 議案第17号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) (討論・採決)
- 第18 議案第18号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第2号) (討論・採決)
- 第19 議案第19号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第3号) (討論・採決)
- 第20 議案第20号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (討論・採決)
- 第21 議案第21号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算 (第2号) (討論・採決)
- 第22 議案第22号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算 (第3号) (討論・採決)
- 第23 議案第23号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第2号) (討論・採決)
- 第24 議案第24号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第3号) (討論・採決)
- 第25 議案第25号 令和7年度玉城町一般会計予算 (討論・採決)
- 第26 議案第26号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計予算 (討論・採決)
- 第27 議案第27号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計予算 (討論・採決)
- 第28 議案第28号 令和7年度玉城町介護保険特別会計予算 (討論・採決)
- 第29 議案第29号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算 (討論・採決)
- 第30 議案第30号 令和7年度玉城町病院事業会計予算 (討論・採決)
- 第31 議案第31号 令和7年度玉城町水道事業会計予算 (討論・採決)
- 第32 議案第32号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算 (討論・採決)
- 第33 議案第33号 令和7年度玉城町下水道事業会計予算 (討論・採決)
- 第34 発議第1号 玉城町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について (討論・採決)

- 第35 発議第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第36 請願第 1号 小中学校給食費の無償化を求める請願について（討論・採決）
- 第37 請願第 2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について（討論・採決）

#### 追 加 日 程

- 第 1 発議第 3号 閉会中の継続審査の申し出
- 第 2 発議第 4号 閉会中の継続審査の申し出
- 第 3 発議第 5号 閉会中の継続審査の申し出

（午前9時00分 開会）

#### ◎開会の宣告

○議長（小林 豊） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第2回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

6番 谷口 和也 議員                      7番 井上 容子 議員

の2名を指名します。

これから議事に入ります。

#### ◎日程第2 議案第2号から日程第15 議案第15号

○議長（小林 豊） 日程第2、議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定について及び日程第15、議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案のうち、議案第14号及び議案第15号については総務産業常任委員会に、また議案第2号及び議案第10号については教育常任民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

まず総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 渡邊昌行委員長。

○総務産業常任委員長（渡邊 昌行） 議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに

結果をご報告いたします。

去る3月5日開催の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、3月10日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑がありました主な事項及び審査結果を報告いたします。

議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について、委員から今回の条例改正の変更となる金額や単位を確認する質問がありましたが、執行部所管課長から再度説明があり、質疑を終了しました。討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員からこの改正は全国共通という考えでよいかとの質問に対し、執行部所管課長から今回の改正については人事院勧告に伴うもので法律改正に基づくものであり、全国市町村同じ改正となるとの答弁でした。質疑を終了し、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で、総務産業常任委員長長の報告は終わりました。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の申出はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、総務産業常任委員長長の報告に対する質疑を省略します。

次に、教育民生常任委員長長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 谷口和也委員長。

○教育民生常任委員長（谷口 和也） 議長より教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案について、3月10日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑がありました主な事項及び審査結果を報告いたします。

議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定について、委員よりこの基金は小林政太郎氏の親族の方より寄附していただいたもの以外も基金に積み立てるのかとの質問がありました。執行部より小林政太郎氏の親族から寄附していただいたもの以外は積立てをしないとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、委員より今回の条例改正にて削除した項目に対し、町単独で補助することはできないのかとの質問がありました。執行部よりこの改正は県の条例改正に合わせて削除したものであり、町単独で補助するする予定はないとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で、教育民生常任委員長の報告は終わりました。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の申出はありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませので、教育民生常任委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定については、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定についてについて、反対の立場で討論させていただきます。

この条例の制定は、ご寄附の意図に沿った寄附金の運用を実現するためのものがございます。しかし、条例に記載される語句、言葉の定義が曖昧であり、後々主張が変わるなどのきっかけがあれば、議会の審議を経ずして寄付者の意向に沿った運営がなされないおそれがございます。

文化財をはじめとした地域資料は、管理する上で高額な費用が発生いたします。歴史資料や地域資料の整理や管理、デジタル資料の作成など、ほかの文化財等を管理していくための財源が確保できていない玉城町において、寄附金がほかの文化財等に流用される可能性もございます。ほかの寄附金の活用やほかの資料にも活用できるようにした基金条例であればこのような形でも仕方ないこととございますが、特定の文化財などを保存するための条例としては内容が曖昧でございます。寄附者の意向に沿うようするのであれば、文化財等という部分の定義を明確化する必要があると考えます。

議員各位におかれましては慎重な判断をお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 議長の許可をいただきましたので、議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本条例の制定は、昨年12月定例会において寄附受納が可決された小林政太郎氏の生家

及び関連する文化財を適切に管理、保存し、後世に継承していくためのものです。その財源については、政太郎氏のご遺族のご厚意により寄附を受け、これを基金に充てる形となっております。小林政太郎氏は、玉城町の歴史において重要な人物であり、その生家や関連文化財を守り、町の歴史、文化を後世に伝えていくことは、私たち町民全体の責務であると考えます。また、ご遺族や関係者の皆様は遠方にお住まいであり、ご高齢の方も多いため、今後の管理、保存について大きなご懸念を抱かれたことを理解する必要があります。こうした状況の中で、町として正式に文化財の保存に取り組むことは、地域の歴史を大切にし、文化を未来へとつなげる意義ある決断だと考えます。

また、本基金の設立により、今後の文化財の維持管理が計画的かつ安定的に行われることが期待されます。単なる保存にとどまらず、文化財を活用し、町の歴史や文化に触れる機会を広げていくことも今後の重要な課題となることと思います。その第一歩としてこの基金の設立を確実に進め、町全体で文化財を守り、未来へとつないでいく体制を整えることが重要であります。

文化とは地域の誇りであり、次の世代に受け継ぐべき大切な財産です。本条例の制定は、単に一つの文化財を守るだけでなく、玉城町全体の歴史的価値を高め、地域の魅力を発信していく大きな意義を持つものと考えます。

以上の点から、議員各位に良識のある判断をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次の議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてないし議案第9号 玉城町手数料徴収条例の一部改正については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

まず、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第5号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例等の一部改正についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第6号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第7号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 町税条例の一部改正についての採決を行います。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第8号 町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 玉城町手数料徴収条例の一部改正についての採決を行います。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第9号 玉城町手数料徴収条例の一部改正については原案どおり可決されました。

次に、議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、討論の通告が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

7番 井上容子議員。

○7番(井上 容子) 議長のお許しをいただきましたので、議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてについて、反対の立場で討論させていただきます。

玉城町福祉医療費の助成に関する条例は、障害者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とするものでございます。また、もともと一定の所得の制限を超えない玉城町民に対しての助成金でございました。今回の改正で対象は大きく広がり、子育て世帯全体に大きな助けとなっていることは間違いございません。

一方、入院時の食事療養費は補助の対象外となり、町立小・中学校に通う児童・生徒には給食費に助成があるにもかかわらず、入院費用で家計を切迫するご家庭に食事療養費の助成がないのは、本来の趣旨から反するものであると考えます。また、町立小・中学校に通っていないお子さん、県立わかば学園や様々な事情で町外の学校に通うお子さんであれば給食費の補助もございません。町立小・中学校の児童・生徒には毎月合わせて2,000円の助成がなされておりますので、その日割計算した程度の金額を入院時の食事療法費の補助として町単独で賄うべきと考えます。

議員各位におかれましては、本来支援すべき児童・生徒にも少額でも支援が受けられるようご判断いただけますようお願いいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長(小林 豊) 次に、賛成者の発言を許します。

2番 南雅彦議員。

○2番(南 雅彦) 議長の許可をいただきましたので、議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、これまでの医療費助成、すなわち医療費の無償化をこれまでの15歳から18歳に引き上げるものであります。簡単に申しますと、高校卒業までは医療費が無料になるというものであります。高校生になると、病気、けが等で通院、入院においては、医療費が成人と変わらないほど必要であるとも聞きます。昨今の物価高騰で育ち

盛りの子供を保護者にとっては、家計負担を軽減する一つの手だてであると考えられます。未来を担う子供たちのためにも、日々子育てで奮闘中の若年層保護者のためにも、議員各位のご賛同をお願いしまして賛成討論に代えさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次の議案第11号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてから議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

まず、議案第11号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第11号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 玉城町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを採決します。

失礼しました。戻ります。

議案第12号 玉城町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第12号 玉城町水道事業の設置等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 玉城町公共下水道条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、第13号 玉城町公共下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第16号から日程第33 議案第33号

次に、日程第16、議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第8号)ないし、日程第33、議案第33号 令和7年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案については予算決算委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されています。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 坪井信義委員長。

○予算決算常任委員長(坪井 信義) ただいま議長から予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております各会計予算の議案について、委員会審査の経過並びに結果を報告いたします。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第8号)、ないし議案第33号 令和7年度玉城町下水道事業会計予算を3月10日、11日の2日間にわたり、第1委員会室において町長、副町長並びに教育長、関係職員の出席と議長同席の下、11名の委員により実施いたしました。

まず、議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第8号)、ないし議案第33号 令和7年度玉城町下水道事業会計予算について外合計18件の議案審査を、総務産業常任委員会、教育民生常任委員会の閉会后、本委員会を開き、審議いたしました。

その審査の結果並びに審査の詳細な内容については、会議録をご高覧いただくことといたします。

本予算は令和6年度の最終補正で、歳入歳出ともに実績精査による補正でありました。

まず、議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第8号）では、委員から歳入では町民税、法人税などを大きく増額補正した理由、また農業費県補助金の減額補正の理由などの質問がありました。歳出では、衛生費の予防接種補助金の減額理由並びに補助金における予算計上の考え方について、また土木費における測量設計業務委託料増額補正の理由などの質問がありました。本案に対しての討論はなく、採決の結果、挙手多数で本案を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、成人病健診委託料の減額の理由と実績数に関する質問がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）、議案第19号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第21号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）については、年間給水量、資本的支出等についての質問がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）、ないし議案第24号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）については、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和7年度各当初予算の議案審査の経過について申し上げます。

令和7年度各会計当初予算の議案審査は、各款ごとに所管課長より補足説明及び施策の説明を求めた後、前年度予算と比較し慎重に審査をいたしました。

まず、議案第25号 令和7年度玉城町一般会計予算について、歳入歳出総額76億9,100万円の予算について審議を行いました。

歳入については、見開きごとに、また歳出については、各款の項に沿って審議をいたしました。

歳入については、人口は減少しているが、町民税、法人税が増えている理由、ふるさと応援寄附金についての質問がありました。討論はなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険の加入者数の推移や保険料の減免についての質問がありました。討論はなく、採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計予算、議案第28号 令和7年度玉城町介護保険特別会計予算、議案第29号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別

会計予算、議案第30号 令和7年度玉城町病院事業会計予算、議案第31号 令和7年度玉城町水道事業会計予算、議案第32号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算、議案第33号 令和7年度玉城町下水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その審査内容については、会議録をご高覧いただきますようお願いいたします。

以上で予算決算常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。お諮りします。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、質疑を省略します。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第8号）について、討論の通告書が提出されていますので、通告に基づき討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

代表的なものとして、庁舎レジリエンス強化事業についてでございます。

定例会前の全員協議会にて、田丸保育所に太陽光パネルを設置する説明がありました。南海トラフ地震が起きる確率は80%まで上げられました。また、能登の地震では、深度7で立って歩くこと、移動ができないことが報道などで伝えられています。過去に崖崩れがあったところに田丸保育所は建てられています。太陽光パネルの耐用年数は最低でも15年です。土地を探し、建て替えをし、園を移動してからが望ましいと考えます。

以上を理由といたします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

1番 坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 議長の許可をいただきましたので、議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

本補正予算案では、歳入歳出それぞれ1億1,529万2,000万円が追加され、予算総額が77億3,055万9,000円となります。

歳入においては、個人町民税や法人税の見込みに基づく増減、地方交付税の追加交付分の計上、国庫支出金の増額など、町の財政状況を適切に反映した編成がなされております。

また、歳出においては、町制70周年記念式典の費用増額や年度末を控え各種基金への

積立て、障害者福祉費の増額、県営高度水利機能確保基盤整備事業負担金の増額など、町の将来を見据えた適切な財政措置が講じられており、特に道路改良事業や都市計画関連の測量設計業務委託費の新規計上は、インフラ整備を進める上で重要な取組であり、評価すべき点と考えます。さらに、教育分野においては、小・中学校の備品購入費の増額や新たに創設される文化財等管理基金への積立てなど、子供たちの学習環境の向上と地域の歴史と文化を継承する上で欠かせない文化財保護に向けた施策が盛り込まれております。

そして、特筆すべき点として、小・中学校の給食費補助について、従来の保護者負担軽減としての1,000円と物価高騰対策としての700円、合計1,700円から、さらに物価高騰対策としての700円に300円を増額し、合計2,000円とすることで、子育て世代の負担軽減に努めていることは大変意義のある措置であると考えます。教育現場への支援を拡充し、子供たちが安心して学べる環境を整えることは、町の将来にとって重要な施策の一つであり、高く評価すべき点であります。

以上の点から、議員各位には良識のある判断をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第8号）は、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前9時44分 休憩）

（午前9時45分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

続いて、議案第17号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、ないし議案第24号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第17号 令和6年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4

号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第18号 令和6年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第2号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第19号 令和6年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第3号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第20号 令和6年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第21号 令和6年度玉城町病院事業会計補正予算 (第2号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長 (小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 令和6年度玉城町水道事業会計補正予算 (第3号) は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第23号 令和6年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(小林 豊) 挙手全員です。

したがって、議案第24号 令和6年度玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 議案第25号 令和7年度玉城町一般会計予算について、討論の通行書が提出されていますので、通告に基づき、討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番(中西 友子) 議案第25号 令和7年度玉城町一般会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

さきの議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算(第8号)と同じく、庁舎レジリエンス強化事業についてと予算全体に係る標準化についてです。カスタマイズができないことは町独自の政策を行う際の妨げになり、職員の負担を増やすこととなります。また、これからはエネルギー不足による大規模停電が起こることも言われている中、標準化にしてしまうことで町としての業務が何もできなくなってしまうことが予想されます。町独自のシステム構築を願い、反対の理由とします。

○議長(小林 豊) 次に、賛成者の発言を許します。

9番 前川さおり議員。

○9番(前川 さおり) 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様の困難に寄り添う立場、また子供たちの明るい未来を案ずる立場から、議案第25号 令和7年度玉城町一般会計予算の賛成討論をさせていただきます。

まず、国の令和7年度予算においても、重要政策課題への対応を一部説明させていただきます。

第1に、こども未来戦略に基づいた財源を確保しつつ、複数年度で計画的に取り組んでいる課題を着実に推進すること、また地方創生交付金の倍増をはじめとする重要政策への予算の重点配分など、重要な政策に必要な予算措置を講じながら、経済再生と財政

健全化の両立を推進する予算編成を掲げておられます。

当町予算につきましては、国の動向を踏まえつつ、玉城町の特性を生かしながら過去最大の総額76億9,100万円の予算計上をしております。

本予算では、高齢者補聴器購入費補助金、保育所米飯給食関係費、妊婦のための支援給付金などをはじめとする新規計上がなされております。これらのどれをとりましても、このことに関わる町民の方々が長く望まれてこられてきたことであり、農村地域防災減災事業、空家対策総合支援事業の補助金計上におきましても同様でございます。

また、子供は地域の宝です。その子供たちに関わる教育費におきましては、入学祝金、中学校卒業祝金及び学校給食補助金の継続、児童・生徒用端末の更新に伴う経費など、子供たちの明るい未来を十分に勘案した予算が上げられており、限られた財源の中ででき得る限り全世代に寄り添った予算編成であると考えております。このような予算を否決していいのでしょうか。

議員各位におかれましては、昨今の状況をいま一度思案いただき、ご理解とご賛同いただけますようお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第25号 令和7年度玉城町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、討論の通行書が提出されていますので、通告に基づき、討論を行います。

まず。本案に対する反対者の発言を許します。

10番 中西友子議員。

○10番（中西 友子） 議案第26号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

国民健康保険はセーフティーネットであり、社会保障でもあります。加入者が支払えないような額を町として加入者に求めることはあってはならないと考えております。町の対策を講じることを望みます。

以上をもって反対の理由とします。

○議長（小林 豊） 次に、賛成者の発言を許します。

4番 福田泰生議員。

○4番（福田 泰生） 議長から発言の許可をいただきましたので、議案第26号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、国民健康保険被保険者の健康維持と疾病の予防に貢献するものでございます。高齢化によって国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度への移行となります。このことによって国民健康保険の加入者が減少し、厳しい財政状況となる中で、本議案は受益者の公平性を保つ必要な財源の確保や医療費の適正化を図るための内容であり、適正な予算と考えられます。

今後も、国民健康保険事業の健全で安定的な運営を求め、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（小林 豊） 挙手多数です。

したがって、議案第26号 令和7年度玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計予算ないし、議案第33号 令和7年度玉城町下水道事業会計予算については、討論の通告がありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第27号 令和7年度玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第28号 令和7年度玉城町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第29号 令和7年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第30号 令和7年度玉城町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第31号 令和7年度玉城町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第32号 令和7年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第33号 令和7年度玉城町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで10分間休憩したいと思います。10時15分まで休憩といたします。

（午前10時05分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

◎日程第34 発議第1号及び日程第35 発議第2号

○議長（小林 豊） 次に、発議第1号 玉城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について及び発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

これから発議ごとに質疑、討論、採決を行います。質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これを省略し、直ちに採決を行います。

まず、発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、発議第1号 玉城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第36 請願第1号及び日程第37 請願第2号

○議長（小林 豊） 次に、請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願について及び請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願についてを一括議題にします。

ただいま一括議題とした請願は、教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査の報告書が提出されています。

直ちに教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 谷口和也委員長。

○教育民生常任委員長（谷口 和也） 議長より教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題になっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案について、3月10日、第1委員会室において6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくとし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願について、委員より学校給食は本来保護者の責任ではあるが、玉城町においては物価高騰による値上げ分として令和7年

度に2,000円の補助を行っており、国においても令和8年度より小学校の給食費を無償にすることが決まっているとの意見がありました。反対討論があり、採決の結果、賛成少数で本案を不採択とすべきものと決定しました。

次に、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について、委員より令和7年度の当初予算において高齢者の補聴器購入補助金が盛り込まれ、制度も制定されることは決定しているとの意見がありました。反対討論があり、採決の結果、賛成少数で本案を不採択とすべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（小林 豊） 以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の申出はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 質疑の申出はありませんので、教育民生常任委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから請願ごとに討論、採決を行います。

まず、請願第1号について討論を行います。

本請願者に対する反対者の発言を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願について、不採択の立場で討論をさせていただきます。

玉城町立の小学校、中学校に通う児童・生徒の給食費のうち、栄養士によるバランスの取れた献立の作成、調理に係る光熱費などは、全て町が負担しております。給食の材料費のみが保護者負担となるわけですが、それすら1人当たり毎月合わせて2,000円を町の税金から補助されております。

国が給食費無償化に向けて動いておりますが、中学校を卒業した10代、20代のお子さんを持つご家族からは、小・中学校が一番お金がかからない時期なのにこれ以上援助が必要なのか、中学校を卒業してからお金がかかるのに、なぜ小・中学生ばかり支援されるのかというお声をいただきます。また、一度生活水準が上がってしまうと下げるとは難しく、お子さんが小・中学生の時期の生活水準だとその後の生活が苦しくなる、これ以上金銭的支援をしても後々苦勞するのは保護者であるというアドバイスもいただきます。また、お子さんは、進学、就職などで町外に移動することもあるため、地元に住み続けるかどうか分からない世代の支援は国が面倒を見るべきであるという考え方もございます。

玉城町で子育て支援をするのであれば、金銭的な支援をするのではなく、お子さんに関わる人員の確保、例えば保育士、教員、教育や発達支援の支援員、カウンセラーなどの相談支援体制であるとか、お子さんが利用できる居場所の確保、時代に合った教育設

備、家庭ではできない経験など、保護者の努力ではどうにもできない事柄に、お子さんに直接関わるところに税金を投入すべきであると考えます。

以上の理由から、請願第1号の採択に反対し、私の討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 2番 南雅彦議員。

○2番（南 雅彦） 議長の許可をいただきましたので、請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

昨今の物価高騰など保護者の立場を鑑みると、賛成したいのはやまやまですが、玉城町においては、現時点では小学校で児童数861名、中学校においては生徒数467名で、請願書に掲げられている市町とは状況が異なることをまずご認識いただきたいと思います。

すなわち仮に無償化をした場合、多大な財政負担が必要となるということになり、何かしらのしわ寄せがいかねばなりません。先ほど可決された補正予算、当初予算、どの部分を削減しますか。特に当初予算については、来るべき新年度を迎えるのに当たり、どれをとっても必要不可欠だと考えます。

また、国において、自民、公明、維新での3党合意ではありますが、給食無償化について、まず小学校を念頭に地方の実情を踏まえ、2026年度に実現する、中学校でもできる限り速やかに実現するとの報道もあり、国の動向も注視すべきであると考えます。言い換えればしばしの静観が必要であるということです。

また、議員各位にはご認識いただいておりますように、現在、物価高騰に対して給食費の補助としてこれまでも700円を先ほど可決されたとおり、令和6年度一般会計補正予算において、2月、3月分に対してプラス300円の1,000円の補助と、同時にこれまで同様に、家庭支援分として1,000円の合わせて1人1か月分の給食費補助として2,000円を、引き続き新年度、令和7年度においても実施される運びとなります。物価高騰に際しては行政として何もせず手をこまねいているわけではなく、対処していることをご理解いただきたいと思います。

以上の理由をもって反対討論とさせていただきます。議員各位の常識あるご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） 賛成討論の通告はありませんでしたので、これで本請願に対する討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択です。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（小林 豊） 挙手少数です。

したがって、請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願については、委員長報告のとおり不採択となりました。

次に、請願第2号について討論を行います。

本請願に対する反対者の発言を許します。

3番 山口欣也議員。

○3番(山口 欣也) 議長から発言の許可をいただきましたので、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について、反対の立場で討論させていただきます。

まずは、紹介議員の役割、役目を皆さんはどうお考えになりますか。本来ならば、今回の事案のように行政側から請願趣旨と類似予算等が提出された場合、提案説明を受け、提出議案に対する質疑において内容を確認するとともに、差異がなければ取下げを促す、このような責任ある行動を紹介議員は行うべきではないでしょうか。今回の紹介議員の行動は、議員としての資質を問われても致し方ないのではないかと考えるのは私だけでしょうか。

先ほど賛成多数で可決された新年度予算、令和7年度一般予算において、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費において、高齢者補聴器購入費補助金として30万円計上されております。私の席は前列でございますので後列議員各位の賛否は確認できておりませんが、紹介議員におかれても賛成されたことだと思います。もし反対されておられたならば、請願自体、議員として紹介しない、できないのではないかと思います。

今回の補助金については65歳以上との説明がされておりましたが、それ以下の年齢においては既に補装具費申請が可能です。すなわち予算計上するに当たり、補助金交付要綱を制定するという事は、公的補助制度の創設に値すると思います。請願の目的は達成したのではないのでしょうか。これ以上何を望むのでしょうか。仮に本請願を採択し、行政側に伝達したならば、それこそ議会の資質を問われかねません。このことを強く訴えけるとともに、議員、議会の品位を保つためにも議員各位のご賛同をお願いいたしまして反対討論とさせていただきます。

次に、賛成者の発言を許します。

7番 井上容子議員。

○7番(井上 容子) 議長より発言のお許しをいただきましたので、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書について、採択の立場で討論させていただきます。

この請願は、加齢性難聴者による認知症や鬱病による社会的問題に対する解決策の一つとして、補聴器購入の町の助成制度を創設することを求めるものです。令和7年度の一般会計にて高齢者への補聴器購入の助成が盛り込まれ、玉城町で創設していただくことはできましたが、内容は65歳以上の高齢者に支援されるものでございます。

加齢性難聴へのケアが認知症予防に効果があることは医学的にも立証されており、中年期以降に予防し得る認知症が大体45%、その予防し得る認知症の要因のトップが難聴であります。難聴は早期介入が重要であり、高齢者だけのケアでよいものではございません。また、聴力そのものは二十歳頃から老化し始め、若い人では加齢性難聴も30代後

半から始まるそうです。65歳より若い世代は、障害者総合支援法により補聴器購入時に補助が受けられますが、軽度や中等度の難聴では交付対象ではございません。働く世代の鬱病予防の観点からも若い世代にも補助を検討すべきと考えます。

また、補聴器は、管理医療機器であるにもかかわらず、インターネット通販でも気軽に購入できてしまうため、購入に関する要件は厳しくする必要がございます。本来であれば補聴器相談医、玉城町にお一人、伊勢市に3人おいでになるようです。補聴器相談医に相談し、適切な調整とケアができる補聴器技能者のいる販売店で購入することが肝腎です。適切な利用ができなければ税金の無駄遣いでございます。耳鼻咽喉科に聞こえの相談をする習慣づけも非常に重要で、聴こえ8030運動、80歳で30デジベルのささやき声が聞こえるようにする取組も、町を挙げて推奨する必要がございます。歯科検診のように専門医による聴力検査事業も創設することも重要でございます。

請願の表題にある助成制度の創設だけに注目するのであれば、請願を採択とする必要はありませんが、加齢性難聴者の生活の質を確保することにも念頭に置き、全ての世代の低所得者、加齢性難聴者に経済負担を軽減する制度となるよう、この請願を採択いただきたく、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 豊） 通告は以上ですので、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択です。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（小林 豊） 挙手少数です。

したがって、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願については、委員長報告のとおり不採択となりました。

暫時休憩します。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

ただいま、閉会中の継続審査の申し出に係る発議が議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員及び教育民生常任委員会委員長より提出されていますので、日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、発議第3号を追加日程第1、発議第4号を追加日程第2、発議第5号を追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第3号から追加日程第3 発議第5号

○議長（小林 豊） 追加日程第1、発議第3号ないし追加日程第3、発議第5号に係る閉会中の継続審査の申し出についてを一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、それぞれの常任委員会において閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで今期定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長、挨拶を願います。

辻村町長。

○町長（辻村 修一） 閉会に当たりまして、お礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案の全ての議案について、原案承認を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げる次第でございます。会期中賜りました貴重なご意見、これらの町政運営に生かさせていただきたいと思っておるわけであります。

ご案内のとおり、玉城町制70年を迎えたわけでございます。大変な努力でこの村をこの町をよくしてくださった先人のおかげで、今日、大変住みよさの評価の高いまちにさせていただいてきたわけでございます。いろんな少子化を高齢化をはじめとする課題が山積している、そんな中でこれからの玉城町が安心して元気に過ごしていただける、これが100年先まで続けていけるように、予算措置を一般会計では過去最大のお認めをいただいたわけございまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、やがて8年前でございます、経過をしますけれども、玉城町で未曾有の大水害が発生して多くの被害があったわけでありまして、また、ご承知のように近年、全国各地で毎年大災害が発生しておると言っても過言ではないわけでありまして。その教訓から、いつとも早く被災避難所の生活環境を守っていくためにトイレが必要だと、こういうことでお認めをいただきました。防災のトイレトラックが先般、玉城仕様で届きました。後ほど議員の皆さん方にもご覧賜りたいと思っておりますけれども、ふだんは昼田の水辺の楽校でも利用いただいて、あるいはまた、いろんなイベントでも活用いただきたい、こんなふうに考えておる次第でございます。

もう一点だけ申し上げますと、還付金詐欺が全国各地で発生しておりまして、その被害が後を絶たないという状況でございます。今朝も町内で防災無線で放送させていただきましたけれども、町職員を名のる還付金詐欺を予兆する事案が発しておると、こういうことでもございました。町として、その対策のために特殊詐欺防止の機器を補助させていただいておると、そういうふうなことも活用していただきたいと思っておりますし、さらに町の皆さん方にも被害に遭わないように、引き続き呼びかけをさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

いよいよ4月6日の桜まつりから4月12日の町制70年の記念式典を挙げていただいて、町の皆さん方にも楽しんでいただくいろんなイベントを催しをしていきたい、こんなふうに考えておるわけでございます。やはりご案内のと通りのいろんな町を抱える課題がございますから、この課題一つ一つを解決していくために全力で取り組んでいかなければならないというふうに思っておるわけでありまして。先人の皆さん方のご努力に見習って、町一丸となって乗り越えていかなければならないというふうに思っておりますので、シビックプライドといいますけれども、誇りと愛着の持てるまちづくりをこれからも町の皆さん方にも協力いただきながら、引き続き議員の皆さん方にもご支援を賜り、町政推進に邁進してまいりたいと思っております。

閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（小林 豊） これで令和7年第2回玉城町議会定例会を閉会します。

（午後10時45分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会副議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員